

もっと「子どもにやさしいまち」に!

子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にやさしいまちになります。

札幌市では、子ども一人一人の権利が大切にされる、子どもにやさしいまちづくりを進めています。

●子どもの権利の大切さを伝える

子どもの権利の大切さを大人にも子どもにも考えてもらうため、普及・啓発に取り組んでいます。

- ・子どもの権利の絵本の読み聞かせ「おぼけのマールとすてきなまち」
- ・Kenri Book (けんりぶっく) (子どもの権利の4コマ漫画)
- ・出前授業・出前講座 (権利や相談することの大切さの話)



●子どもの参加を進める

「子どものことは子どもに聞いてみる」ために、子どもの参加や意見表明の機会づくりに取り組んでいます。



- ・子ども議会 (子ども議員がまちづくりについて話し合います。)
- ・子どもからの提案・意見募集ハガキ (ハガキで市政やまちづくりの提案を募集します。)
- ・子どもレポーター (子どもたち自身が取材・編集・発信します。)

●子どもを権利の侵害から守る

いじめや虐待をなくすこと、もしあった場合は、すぐに助けることが大切です。

「子どもアシストセンター」などの相談窓口を設け、子どもからの相談も受け付けています。

→裏表紙をご覧ください。

●困ったり悩んだりしたときは…

とにかく誰かに聞いてほしい!

子どもにどう接したらいいかわからない…

友だちとけんかしちゃった…

きつくしかってしまったけど…



子どもアシストセンター

(札幌市子どもの権利救済機関)

子どもをいじめや暴力などの権利の侵害から救済するために、様々な悩みの相談を受け付けています。

相談の受付

月～金 ▶ 午前10時～午後8時
土 ▶ 午前10時～午後4時
(日曜日・祝日・年末年始はお休み)

☎ 011-211-3783

☎ 0120-66-3783 ※子ども専用・無料

✉ assist@city.sapporo.jp

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階

夜間も相談できるのは…24時間365日

子ども安心ホットライン

(札幌市児童相談所)

子育ての悩み相談・子ども虐待相談

☎ 011-622-0010

発行 令和3年(2021年)3月
札幌市子ども未来局子どもの権利推進課
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階
電話 011-211-2942 FAX 011-211-2943
メール kodomo.kenri@city.sapporo.jp



すべての子どもは、
未来と世界へ羽ばたく可能性に
満ちた、かけがえのない存在です。

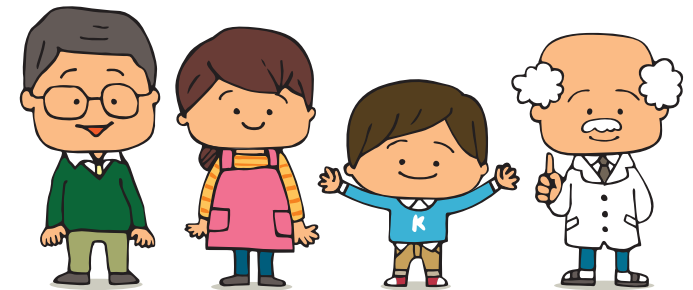


そんな子どもを守り、支え、育むため、
札幌市には

子どもの権利条例

があります。
(平成21年4月1日施行)

大切にしよう! 子どもの権利!



11月20日はさっぽろ子どもの権利の日



札幌市





大切にしよう! 「子どもの権利」

●「子どもの権利」って?

すべての子どもが自分らしく豊かに成長していくために、生まれながらにもっている基本的な権利(基本的人権)です。

子どもは可能性に満ちたかけがえのない存在であるとともに、大人へと成長していく中で、適切な配慮や支援を必要としています。

子どもを、一人の人間(権利の主体)として尊重するとともに、大切に守り、育て(保護する)というバランスが大切です。

大人と同じように…

大人と少し違う…

権利の主体

保護の対象



4つの権利

(条例では、子どもの権利を大きく4つに分けて説明しています。)

●安心して生きる権利

- ・愛情をもって育まれること
- ・いじめや虐待から守られること



●豊かに育つ権利

- ・学び、遊び、休むこと
- ・夢に向かってチャレンジすること



●自分らしく生きる権利

- ・それぞれの性格や考え方など、その人らしさが大切にされること



●参加する権利

- ・自分に関わることに意見を言うこと
- ・伝えた意見が大切にされること



※お互いの権利を尊重することが大切です。

子どもの権利は、子どもが思うままに何をしてもよいと認めるものではありません。一人一人がお互いの権利を大切にする、権利がぶつかり合ったときは、お互いの気持ちや考えを尊重しながら「調整」する、そうした経験を通じた子どもの成長が大切です。

●大人は何をしてあげればいいのか?

- ・子どもの思いや考えを受け止める。
- ・子どもにとって何が最も良いことか、「子どもの最善の利益」を常に考慮する。
- ・子どもとともに考え、支援する。
- ・子どもをいじめや虐待、体罰から守り、相談しやすい環境をつくる。

※条例では18歳未満を「子ども」としています。(高校生含む。)

例えば

子どもはただのちっちゃん子?

過保護でも放任でもなく
子どもの育つ力を信じて

そつとひと押し
愛ある
サポート

いいね!